

写真：真っ赤に熟した田村市大越町のトマト

- 特集：GAP について P.1～3
- 農林業関係の動きについて P.3～6
- 頑張る農林業者!! P.7
森 隆義さん、未来さん（玉川村）
- 各部・各普及所の紹介 P.7
～田村農業普及所～
- お知らせ P.8
・農業用ため池の届け出制度が始まりました！

編集・発行 福島県中農林事務所

特集(GAP について)

福島県と J A 福島中央会は平成 29 年 5 月、県内の生産者の所得向上や農作業での事故ゼロ、風評払拭や 2020 年のオリンピック・パラリンピックへの食材供給に向けて「ふくしま。GAP チャレンジ宣言」を行い、より良い農業の証である GAP 日本一を目指して、その認証取得にチャレンジすることとしました。

県では、生産者の認証 GAP の取得拡大の推進と大手量販店等での GAP フェアの実施による流通関係者や消費者の理解促進に積極的に取り組んでいます。

GAP とは…？

GAP とは、Good（良い）Agricultural（農業の）Practice（行い）の略で農業生産工程管理と訳されます。生産者（産地）が生産活動を行う上で必要な食品の安全性や環境の保全、農業に携わる方たちの労働の安全性等を確保するためのチェック項目を定め、実施、記録、点検、評価を行い農業の生産工程の管理・改善を行う取組のことです。

GAP には、国際的に安全管理の評価を受けている「GLOBALGAP」やアジアの農場で適切な管理の実現のための基準の「ASIAGAP」、日本で推奨されている「JGAP」などがあります。また、放射性物質対策を含めた福島県独自の「ふくしま県 GAP (FGAP)」があります。

GAP に取り組むメリットは？

生産者には、①安全・安心な農産物の生産、②環境の保全、③労働安全の確保、④経営の改善、⑤働く人の意識向上などがあります。

一方、消費者や流通業者には、より信頼性の高い生産管理体制のもとで生産されていることを第三者機関が審査・評価していることから安全性と品質が保証された農産物として、安心して購入いただけます。

田村市に FGAP 認証取得者が初めて誕生しました！【田村農業普及所】

5月28日(火)、田村市で初めて「ふくしま県 GAP (FGAP)」を取得した、2つの生産組織に対して田村市長から FGAP 認証書が手渡されました。

○株式会社ミヤマ産業 (大越町) 品目：ニンニク

取得者の声：「農場の信頼をより高め、農業経営の合理化を図り、消費者に選ばれる農産物生産を実践するために取り組みました。今後は GAP 認証農産物として、県内外へ PR していく。」

○田村市常葉そば生産・製粉研究会 (常葉町) 品目：そば

取得者の声：「2020年東京オリンピック・パラリンピックへの食材調達基準に、認証 GAP が位置付けられたことから研究会のそばを供給したい。」



【報告会での記念撮影】

須賀川農業普及所管内初の FGAP 取得！

【須賀川農業普及所】

FGAP を取得された天栄村の内山正勝^{うちやまさかつ}さんへの認定書交付式が、6月3日(月)に天栄村役場で行われました。FGAP 認証は須賀川農業普及所管内では初めての取得となります。天栄村長より内山さんに FGAP 認定証が手渡されました。

取得者の声：「FGAP の取組を通して、農業経営の合理化を図るとともにさらに高品質のコメを生産し、風評払拭にもつなげていきたい。」



【FGAP 認証書交付式での記念撮影】

県中地方 GAP 推進協議会を開催しました！【農業振興普及部】

6月26日（水）、県三春合同庁舎において県中地方 GAP 推進協議会を開催し、管内の市町村、JA、市場等が参加して、今年度の GAP 推進の取組などを協議しました。会議では、今年度の県中地方の GAP 取得農場数を 30 件とする目標などが了承され、市町村や JA からは独自事業の活用による取得拡大や、オリ・パラへの食材供給について情報提供がありました。

また、JA 福島さくらたむら地区本部トマト選果場において、県中地方 GAP 取得促進研修会を開催し、JA トマト専門部会での GAP の取組や選果体制を研修しました。

同部会では生産者 48 名中 21 名が昨年 3 月に JGAP を取得しています。また、トマトの選果で、出荷者ごとに分けて選果を行う体制となっていることなどが説明されました。「GAP 取得後は選果作業時間が増加しているものの、GAP 取得のトマトが普通品より kg 当たり 100 円以上高く販売された」ことなどが紹介されました。

参加者から、GAP 取得後の集出荷体制などについて様々な質問があり、活発な質疑応答が行われました。

これからも、このような研修会を随時開催しながら、県中地方での GAP 取得の拡大に取り組んでいきます。



【たむら地区本部のトマト選果場を見学】

農林業関係の動き

田村市で鳥獣対策専門員が任命されました！【田村農業普及所】

農作物の鳥獣被害が全国的に問題視され、田村農業普及所管内では、特にイノシシの被害が大半を占めています。

そのような中で、近年、経験・知識ともに豊富な鳥獣対策専門職員の配置が全国的に広がりを見せており、管内でも初の鳥獣対策専門員として吉川美紀よしかわ みきさんが田村市に任命されました。吉川さんは学生時代に鳥獣被害対策を学び、前職でも、野生動植物の調査、外来生物対策等を担当するなど、動物の生態に詳しい専門家です。

引き続き、吉川さんと一緒に地域の鳥獣被害対策に取り組み、農業者の皆様の営農意欲の向上を図っていきます。



【管内における電気柵設置の様子】



【吉川美紀よしかわ みき鳥獣対策専門員】

令和元年度「畑の学校開校式」を行いました！ 【農村整備部】

「畑の学校」は、『農育』の推進を図るとともに、子供たちとの交流を通じて地域住民等の活動を活性化させることを目的として実施しています。

6月5日（水）に田村市船引町の県立たむら支援学校において、今年度の「畑の学校」の開校式を行いました。

開校式に引き続き、生徒・児童約45名が田村農業普及所職員や先生方の指導を受けながら、にんじんの種まきや里芋の苗の植付けを体験しました。

今後、11月末までの期間に、大根や白菜の種まきや育てた野菜の収穫等5回の活動を実施する予定です。



【里芋の苗の植付け】



【早く大きくな〜れ！】

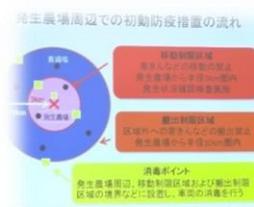
高病原性鳥インフルエンザ等防疫対策に係る県中地方連絡会議を開催！！ 【農業振興普及部】

6月19日（水）、県中央家畜保健衛生所において、高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ並びに口蹄疫対策県中地方連絡会議を開催しました。

会議には市町村、農業団体、警察署、郡山国道事務所等の関係機関約60名が出席し、鳥インフルエンザ等の特定家畜伝染病発生時における初動体制や、各伝染病の特徴、問合せに対する受付体制について確認しました。

また、平成4年以来国内で発生がなかった豚コレラが、平成30年9月に岐阜県で発生し、その後も発生が拡大していることを説明した上で、県中地方における豚コレラ等発生時の体制を整えるべく、県中地方の防疫に係る対策本部・連絡会議の設置要綱・要領の見直しについて協議しました。

今後、秋頃に防疫演習を実施するとともに、農場ごとの防疫計画を作成し、県中地方の防疫体制を強化していきます。



【県中地方連絡会議の様子】

JA 夢みなみが、首都圏の青果市場で「トップセールス」を行いました！ 【須賀川農業普及所】

きゅうりなど夏野菜の出荷がピークを迎えることから、JA 夢みなみは、6月22日(土)に、東京都大田市場、神奈川県横浜市場で、管内市町村の首長、県中農林事務所、県南農林事務所の所長らによる、令和第1弾の「トップセールス」を行いました。

橋本代表理事組合長より「これから夏野菜が本格的に出荷開始。来年のオリンピック・パラリンピック開催に向け、2市場で同時開催。京浜市場に3時間圏内で新鮮な野菜を出荷できる産地。」とあいさつがありました。

その後、市場関係者等にきゅうり・トマトなどの試食を提供、「甘くておいしい。」と好評でした。また、市場内に JA 夢みなみの商品ブースを設け、JA 関係者、生産者、夢ガールキャンペーン隊などが積極的に販売促進活動を行いました。

さらに、同日、横浜市内の大型量販店の店頭で「安全・安心でおいしい農産物」のPRを行いました。



【トップセールスの様子】

「おいしい ふくしま いただきます！」キャンペーン 第1回県産農林水産物PRを開催しました！ 【企画部】

消費者の皆さまに、県産農林水産物の美味しさや魅力をお伝えし、消費拡大と地産地消を推進するため、8月3日(土)に郡山市のヨークベニマル横塚店を会場に、消費者アンケートや農林水産物クイズに回答いただいた400名の方に、三春町産と田村市産のブルーベリーをプレゼントしました。また、ブルーベリー生産者の真壁稔さん(三春町)、八木沼英夫さん(三春町)による生産地の紹介やブルーベリーの6次化商品(飴・ドリンク)の試食PRを行いました。

消費者からは「大粒でとても甘い」等の声がありました。

今後、須賀川市や玉川村など管内の3カ所においても消費者の皆さまに県産農林水産物の安全性や地産地消、地元農産物の魅力のPRを行う予定です。

併せて、当事務所では、管内の直売所でお買い物された方を対象に県中の特産品が当たる「おいしい ふくしま いただきます！」キャンペーンの県中地方特産品プレゼントキャンペーンを実施しています。詳細は県のホームページをご覧ください！

(<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36220a/ki-kikakutop.html>)



【県産農林水産物PRキャンペーンの様子】

県中地方農薬適正使用推進会議を開催しました！【農業振興普及部】

6月26日（水）に、県三春合同庁舎において県中地方農薬適正使用推進会議を開催しました。会議には、県中地方の市町村、JA、保健所、農業総合センター等が参集して、農薬適正使用の徹底や農薬事故防止マニュアルに基づく農薬事故発生時の連携体制の確認などを行いました。

また、近年ドローンによる航空散布なども増加していることから、航空防除に関する実施前後の連絡の徹底などを確認しました。その他、農業総合センターより農薬登録内容の変更点の紹介や学校施設などでの農薬散布時の注意喚起のため、農薬管理マニュアルが紹介されました。

今年度も農薬事故を起こらないよう、関係者一丸となって農薬適正使用を徹底していきます。



【農薬適正使用推進会議の様子】

親子体験交流バスツアーを石川町と田村市で開催しました！【企画部】

県内の親子を対象としたバスツアーを7月28日（日）に石川町（18組36名）、8月4日（日）に田村市（18組37名）で開催しました。地元農産物を使用した郷土料理作りや試食、地域の方たちとの交流を通して農山村の魅力や地元農産物に対する理解を深めてもらうことを目的として開催しました。



【哺乳体験】

石川町では、岩谷牧場で搾乳・子牛とのふれあい、バター作り、ひとくらす（旧石川町立中谷第二小学校）ではバターの試食、流しそうめんなどの昼食、竹馬・竹ぼっくり作りと体験を行いました。

田村市大越町では、牧野多目的交流センターを会場に、郷土料理作り（えごま入りうどんと冷だれづくり）やトマトの収穫体験、ひまわり染め体験を行いました。

参加者からは、「貴重な体験が出来た」、「生産者の大変な苦労があって食べたり飲んだりできることに感謝」、「地元の方たちの温かいおもてなしが心に残った」などの感想がありました。



【うどん作りに挑戦！】

頑張る農林業者！！

～森 隆義さん 未来さん（玉川村）～



【森 隆義 未来 夫妻】

森隆義さんは、玉川村で平成 29 年度に水稻と露地きゅうりの栽培を始め、平成 30 年度から本格的に営農を開始し、同村の新規認定就農者として村に認定されました。

また、今年の 4 月より妻の未来さんも就農し、夫婦で日々、技術等の向上に取り組んでいます。

現在の主な経営品目は、水稻、露地きゅうり、菌床椎茸ですが、異常気象や単価の下落等の外的要因に左右されにくい経営を実現させるため、春ブロッコリーや秋冬ネギといった補完品目による作型分散にも積極的にチャレンジしています。

将来的には地域の雇用を生み出し、若手の後継者育成にも取り組んでいきたいという意欲もあり、玉川村の先駆的な担い手として期待されます。

各部・各普及所の紹介(田村農業普及所)



田村農業普及所は、地域農業推進課と経営支援課の 14 名に、農地中間管理機構地方駐在員、派遣職員、臨時事務補助員の 3 名を含めた 17 名で業務を行っています。

地域農業推進課 地域農業の担い手の確保の支援や、新規就農者・定年帰農者等の確保・育成、田村市の営農再開地域の農業経営安定を図る支援を行っています。さらに、「人・農地プラン」の策定、農地集積の推進、担い手の規模拡大や法人化の取組の支援も行っています。

経営支援課 ソーラー自動かん水システムなどの新技術の推進により、収益性の高い園芸産地の育成を始め、農産物加工・販売、農業の 6 次化の支援を積極的に行っています。さらに、農業における、食品安全、環境保全、労働安全等の持続的な取組を確保するための管理手法である第三者認証 GAP の取組も推進しています。



【農家から説明を受ける新規就農希望者】



【ソーラー自動かん水システム】



【ソーラー自動かん水システム設置研修会の様子】

お知らせ

農業用ため池の届け出制度が始まりました！ 【農村整備部】

令和元年7月1日に「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が施行されました。それにより、農業用に利用される全てのため池を所有又は管理されている方は、12月末までに県に届出をしてください。（法律施行後に造られたため池は所有者が申請する）

【届出先】 県中管内の土地改良区は県中農林事務所に、それ以外の方はため池が所在する市町村に届出してください。

【県中農林事務所窓口】 農村整備部 農地計画課 024-935-1333

【届出書類】 1 「農業用ため池の届出書」※1

2 届出者が法人の場合は、法人の定款又は寄附行為の写し

3 その他参考となるべき書類

(1) 該当ため池の位置がわかる資料

(2) ため池の敷地である土地の登記事項証明書の写し

(3) ため池の総貯水量、堤高、堤頂長が記載された既存資料又は算出（求め方）を記したものの写し

※届出書の様式は県ホームページからダウンロード、または県、市町村窓口にお問合せください。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36045d/nouchikanrika100.html>

お問い合わせはこちら！



福島県県中農林事務所 企画部 地域農林企画課

〒963-8540 郡山市麓山一丁目1番1号

ホームページ <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36220a>

TEL 024-935-1510 FAX 024-935-1314